

岩手県監査委員告示第25号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和5年岩手県監査委員告示第8号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年5月12日

岩手県監査委員 岩 淵 誠  
岩手県監査委員 佐々木 茂 光  
岩手県監査委員 五 味 克 仁  
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立山田病院
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 令和4年10月13日
  - (2) 本監査実施日 令和4年12月15日
- 3 監査結果の公表の日 令和5年2月7日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>有害物取扱手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが2件、10,500円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるを得ないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。</p>	<p>当該支給誤りについて、その返納処理を令和4年10月24日に完了した。</p> <p>事務局員で当該事例を共有し、事務処理手順や決裁時のチェック方法について確認を行い、再発防止に向けた意識醸成を図った。</p> <p>また、具体的な再発防止策を放射線技術科と協議し、勤務状況報告書の様式を当月に実効線量が認められた者のみ報告する様式に改めた。加えて、他職種から提出される勤務状況報告書についても、同様の事案が発生しないように点検を行った。</p>